

ID: 360

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の後納承認		
例規名 根拠条項	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例 第21条第2項において読み替える場合の第14条第2項ただし書		
例規番号	平成18年条例第183号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用料金)</p> <p>第14条 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による利用料金をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日